

川崎市告示第180号

川崎市私道舗装助成金支給規則（昭和48年川崎市規則第34号）第4条第1項の規定により構造基準及び標準工事費を定めたので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

令和7年4月1日

川崎市長 福田 紀彦

令和7年度私道舗装助成金

1 舗装新設工事の構造基準及び標準工事費

構 造				標準工事費 1 m ² 当り (円)	助成金の額 (円)	
表 層	路 盤		施工条件		両端が舗装された 公道に接続している	一端が舗装された公道 に接続していない
再生密粒度 厚 4 c m	RM－4 0	厚 5 c m	人力施工	11,330	10,197	9,064
再生密粒度 厚 4 c m	RM－4 0	厚 5 c m	機械施工	8,470	7,623	6,776

2 舗装補修工事の構造基準及び標準工事費

構 造			標準工事費 1㎡当り（円）	助成金の額（円）
表 層	路 盤	施工条件		
再生密粒度 厚4cm	—————	人力施工	17,270	12,089
再生密粒度 厚4cm	—————	機械施工	7,150	5,005

3 側溝等の付帯工事の構造基準及び標準工事費

種 別	構 造	標準工事費 （円）		助成金の額（円）		
				舗装新設工事		舗装補修工事
				両端が舗装された 公道に接続している	一端が舗装された公道 に接続していない	いずれの場合も
U形側溝工（人力土工）	240	1m当り	31,240	28,116	24,992	21,868
U形側溝工（機械土工）	240	1m当り	25,300	22,770	20,240	17,710
U形用甲蓋架設	240・2種	1m当り	10,230	9,207	8,184	7,161
L形側溝工（人力土工）	250B	1m当り	33,000	29,700	26,400	23,100
L形側溝工（機械土工）	250B	1m当り	28,930	26,037	23,144	20,251
取付管工	φ150	1m当り	56,100	50,490	44,880	39,270
地先境界石工（人力土工）	120	1m当り	28,820	25,938	23,056	20,174
地先境界石工（機械土工）	120	1m当り	24,640	22,176	19,712	17,248
L形用集水樹工	300	1箇所当り	139,700	125,730	111,760	97,790
U形用集水樹工	400	1箇所当り	140,800	126,720	112,640	98,560
種 別	構 造	標準工事費（円）		助成金の額（円）		
手摺設置工	スチール製 h=800 2段	1m当り	61,800	43,260		

4 施工条件

- (1) 施工幅2.4m未満のもので舗装面積300㎡未満の場合、施工幅が2.4m以上のもので舗装面積が200㎡未満の場合は人力施工の単価とし、それ以外については機械施工の単価とします。
- (2) 道路幅員3.0m未満の側溝工事等については人力土工の単価とし、それ以外については機械土工の単価とします。
- (3) 標準工事費には、土工等の工事に必要な工種の費用及び経費等が含まれているものとします。
- (4) 側溝等の付帯工事の標準工事費は、側溝等の新設の費用を基準としています。
- (5) 手摺設置工は階段補修工事の付帯工事としています。